

秋の全国交通安全運動等推進会議

日 時 令和7年8月6日（水）午前10時から
場 所 川崎区役所 12階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）令和7年秋の全国交通安全運動の推進について

[資料1] 令和7年秋の全国交通安全運動・中央地区実施計画（案）

（2）令和7年年末の交通事故防止運動の推進について

[資料2] 令和7年年末の交通事故防止運動・中央地区実施計画（案）

（3）その他

4 閉 会

令和 7 年秋の全国交通安全運動

川崎区中央地区実施計画（案）

スローガン

挙げる手を やさしく見守る 横断歩道

かわさきは 安全・安心 まもるまち

1 目的

区民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故を防止することを目的とします。

2 期間

実施期間 9月21日（日）から30日（火）までの10日間

【交通事故死ゼロを目指す日：9月30日（火）】

3 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

4 運動の進め方

- (1) 当協議会においては、本運動の目的や重点を踏まえつつ、それぞれの地域の実情に応じた具体的な実施計画を策定し、地域ぐるみの実効ある運動を推進します。
- (2) 関係機関・団体においては、本運動の趣旨等について周知徹底を図り、効果的に本運動を推進します。

5 具体的な計画

町内会・自治会推進本部の設置

本運動を地域ぐるみで推進するため、町内会・自治会は、早朝から街頭に推進本部を設置して、登下校時の児童やお年寄りをはじめ、歩行者と自転車利用者の見守り・安全指導を行い、交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかけます。

なお、交通環境や地形上の関係で街頭に推進本部を設置できない町内会・自治会においては、啓発物の配布などを中心とした交通安全キャンペーンを行います。

1 期 間 本運動実施期間中（9月21日～30日）

2 場 所 各町内会・自治会区域の交通ふくそう地点

3 啓 発 物 ティッシュペーパー、チラシ、その他

◆各町内会・自治会へのお願い

実施期間・場所に変更がございましたら、事務局へ御連絡ください。

秋の全国交通安全運動キャンペーン

広く区民に本運動の趣旨を周知するとともに、交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかけ、交通安全意識の向上を図るため、次のとおりキャンペーンを実施します。また、9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」であることも併せて周知します。

1 日 時 9月25日（木） 14時00分

※13時55分にオープニング演奏を実施

2 場 所 川崎ルフロン及びその周辺

3 内 容 交通ルールの遵守及びマナーの実践を呼び掛けながら、啓発物の配布等を行います。また、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を行います。

4 参加要請 中央地区交通安全母の会委員 中央地区交通部長会委員

川崎交通安全協会 川崎安全運転管理者会

川崎地域交通安全活動推進委員協議会

川崎警察署 川崎区役所 その他関係団体

※川崎市消防音楽隊によるミニコンサート、一日警察署長（NEC レッドロケッツ川崎）、大型 LED ビジョンを活用した交通安全啓発、警察車両の展示などについて現在調整中です。

川崎区大人の交通安全自転車教室

自転車利用者の交通事故防止対策として、正しい自転車の乗り方の指導を中心に、大人を対象とする自転車教室を開催することにより、交通安全意識の向上と安全な行動や知識の習得を図ります。

なお、川崎区交通安全子ども自転車大会（川崎区役所が主催）と合同で開催します。

1	日 時	11月29日（土） 9時00分
2	場 所	宮前小学校
3	内 容	<ul style="list-style-type: none">● 自転車の実技講習● 交通安全講話● 交通安全教育車「ゆとり号」体験（自転車シミュレータ体験）● BMX演舞
4	主 催	中央・大師・田島各地区交通安全対策協議会
5	協 力	中央・大師・田島各地区老人クラブ連合会 川崎・川崎臨港各交通安全協会 川崎交通事故防止研究会 川崎・川崎臨港各交通指導員連絡部会 川崎・川崎臨港各警察署

【参考】川崎区交通安全子ども自転車大会

次世代を担う子どもを対象とした交通安全自転車大会を開催し、自転車の安全な乗り方についての知識と技能の習得を図るとともに、大会を通じて、地域における交通安全意識の向上を図るなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

なお、川崎区大人の交通安全自転車教室と合同で開催します。

1	日 時	11月29日（土） 9時00分
2	場 所	宮前小学校
3	内 容	<ul style="list-style-type: none">● 自転車の学科及び実技講習● 自転車の学科及び実技テスト● 交通安全教育車「ゆとり号」体験（自転車シミュレータ体験）● BMX演舞
4	主 催	川崎区役所
5	共 催	川崎区子ども会連合会 中央・大師・田島各地区交通安全対策協議会 川崎・川崎臨港各交通安全協会 川崎・川崎臨港各交通指導員連絡部会 川崎交通事故防止研究会 川崎・川崎臨港各警察署

広報・教育活動の推進

本運動の趣旨を広く区民に周知徹底するとともに、交通安全知識を普及し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけるために、次のとおり広報・教育活動を推進します。

- | | |
|-------------|--|
| 1 広報車による啓発 | 地域を巡回します。 |
| 2 各種広報媒体の活用 | ポスター・ステッカー類を掲示します。 |
| 3 諸会議の活用 | 地域、職域などの各種会議で趣旨を周知します。 |
| 4 教育活動 | 自転車教室や交通安全動画の活用など、地域ぐるみの運動展開と交通安全思想の高揚を図ります。 |

川崎区中央地区交通安全対策協議会

事務局 川崎区役所危機管理担当 電話 201-3134
FAX 201-3209

令和7年秋の全国交通安全運動町内会・自治会推進本部設置一覧

9月

川崎区中央地区交通安全対策協議会

町内会名	場所・時間	日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
砂子2丁目	ルリエ川崎駅前 10:00~16:00											
宮本町	市役所前 7:40~8:20											
堀之内町	市役所前 7:30~8:30											
本町2丁目東	本町交差点前 7:30~9:00											
宮前町	町内会館前 7:30~8:30											
東田町	15号線横断歩道 7:30~8:30											
旭町1丁目	409号線・徳泉寺前 7:30~8:30											
旭港	旭町商店街 7:40~8:20											
榎町	宮前小学校前 9:00~12:00											
境町	境町交差点前 7:30~8:30											
貝塚1・2	貝塚交差点 7:30~8:30											
新川通	新生工具店前 7:40~8:20											
小川町	川崎警察署東側入口交差点前 7:40~8:20											
南町	南町交番前 11:00~12:00											
日進町	川崎警察署東側入口交差点前 7:40~8:30											
下並木	八丁畷駅前 7:30~8:30											
池田町	八丁畷駅前 7:30~8:30											
京町1・2	川崎地所横 7:40~8:20											
セソール京町	川崎地所横 7:40~8:20											
元木1・2	元木交差点 7:30~8:20											
渡田向町	渡田向町交差点 7:30~8:30											
渡田1丁目	さつき橋バス停付近 7:30~8:30											
渡田2丁目	矢上菓子店隣 7:30~8:30											
渡田3・4	成就院バス停付近 7:30~8:30											
渡田新町1・2	渡田新町バス停付近 7:30~8:30											
渡田新町3丁目	新町緑地踏切横 7:30~8:30											
渡田東町	六ヶ角交差点 7:30~8:30											
小田1丁目	小田1丁目交差点 7:30~8:30											
大島上町	追分交差点 15:00~16:00											
大島1丁目	福祉動物病院前 7:30~8:30											
大島2丁目	通学路にて別れて実施 7:30~8:30											
大島3丁目	四つ角奥五叉路前 7:30~8:30											
大島4丁目	大島4丁目バス停前 14:00~16:00											
大島5丁目	篠崎時計店前 13:00~15:00											
中島町	中島交番前 7:30~9:00											
鋼管通東	指首会長宅前 13:30~15:30											

* 推進本部の設置場所・時間等に変更がありましたら、事務局まで御連絡ください。

事務局：川崎区役所危機管理担当 TEL 044-201-3134

令和 7 年年末の交通事故防止運動

川崎区中央地区実施計画（案）

スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

かわさきは 安全・安心 まもるまち

1 目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、区民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛けることを目的とします。

2 期間

実施期間 12月11日（木）から20日（土）までの10日間

3 運動の重点

- (1) 歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (3) 二輪車の安全利用促進

4 運動の進め方

- (1) 当協議会においては、本運動の目的や重点を踏まえつつ、それぞれの地域の実情に応じた具体的な実施計画を策定し、地域ぐるみの実効ある運動を推進します。
- (2) 関係機関・団体においては、本運動の趣旨等について周知徹底を図り、効果的に本運動を推進します。

5 具体的な計画

年末の交通事故防止キャンペーン

～飲酒運転の根絶、歩行者と自転車・二輪車の交通事故防止ほか～

年末特有の交通量及び飲酒の機会の増加などにより、交通事故の多発が予想されることから、地域からの飲酒運転根絶及び歩行者と自転車・二輪車の交通事故防止などを目的に、次のとおり交通事故防止キャンペーンを実施します。

- 1 日 時 12月中旬 時間未定
- 2 場 所 川崎ルフロン前
- 3 内 容 「飲酒運転根絶」及び「交通安全」を呼びかけながら、啓発物を配付します。
(参加状況によって、自転車利用者に対して、指導・啓発を行います。)
- 4 参加要請 中央地区交通安全母の会委員 中央地区交通部長会委員
川崎交通安全協会 川崎安全運転管理者会
川崎地域交通安全活動推進委員協議会
川崎警察署 川崎区役所 その他関係団体

広報・啓発活動の推進

本運動の趣旨の周知徹底や交通安全知識の普及等を目的として、次の活動を実施します。

- 1 広報車による啓発 地域を巡回します。
- 2 各種広報媒体の活用 ポスター・ステッカー類を掲示します。
- 3 諸会議の活用 地域、職域などの各種会議で趣旨を周知します。
- 4 教育活動 自転車教室や交通安全動画の活用など、地域ぐるみの運動展開と交通安全思想の高揚を図ります。

川崎区中央地区交通安全対策協議会

事務局 川崎区役所危機管理担当 電話 201-3134
FAX 201-3209

交通安全キャンペーン等緊急中止基準

日頃から、交通安全の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年では、集中豪雨、落雷及び突風などによる被害が増えており、交通安全キャンペーン当日に警報が発表される恐れもありますことから、御参加いただく皆様の安全を第一に考え、次のとおり中止基準を設けましたので、テレビやラジオ等で最新の情報・状況等を御確認いただき、実施の可否について各自で御判断くださるようお願いいたします。

なお、判断が難しい場合は事務局まで御連絡ください。

【中止基準】

- 1 秋の全国交通安全運動キャンペーン（9月25日（木））
警報が1つでも発表されていれば中止とします。
- 2 町内会・自治会推進本部設置（9月21日（日）～30日（火））
警報が1つでも発表されていれば中止とします。

※のぼり旗を持ちで使用する場合、車のドライバーの視界を遮ったり、通行人の妨害にならないように注意してください。

- 3 年末の交通事故防止キャンペーン（12月中旬）
警報が1つでも発表されていれば中止とします。

[事務局] 川崎区役所危機管理担当 明石・小泉
電話 044-201-3134

川崎区中央地区交通安全対策協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、川崎区中央地区交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、川崎区中央地区における交通事故防止と交通秩序の確立のため、地域住民並びに関係諸団体による自主的な交通安全運動の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全思想の啓発及び交通安全教育の普及徹底に関すること。
- (2) 地域における交通安全運動の実践に関すること。
- (3) 児童に対して学校及び家庭において交通安全に対するしつけの徹底に関すること。
- (4) 道路・交通環境の整備改善の促進に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、中央地区内の交通安全関係機関の職員及び団体の代表者のうちから川崎市交通安全対策協議会会长が委嘱する委員をもって組織する。

(顧 問)

第5条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じて協議会に対して助言を行うものとする。

(役 員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名
常任委員	若干名
会計	1名
会計監査	2名

2 役員は、委員の互選とする。

(任 務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その任務を代行する。

3 常任委員は、会務を処理する。

4 会計は、会計をつかさどる。

5 会計監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、年1回開催し、必要ある時は臨時総会を開催することができる。

3 次の事項は、総会において決定する。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 協議会の事業計画、予算及び決算に関すること。

(3) その他、総会に因る必要な事業等に関すること。

(専門部会)

第10条 協議会に専門部会として、交通部長会を置き別に定める会則により各種交通安全運動の推進等の事業を行う。

2 会長が特に必要と認めるときは、特別部会を置くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 川崎市交通安全対策協議会からの事業費

(2) その他の収入

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、川崎区役所危機管理担当に置く。

2 事務局長は、川崎区役所副区長をもって充てる。

(その他)

第14条 この会則に定めのあるほか、協議会の運営について必要な事項は、役員会で決定する。

附 則

この規約は、昭和44年7月24日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和54年7月5日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成12年6月16日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成24年6月21日から施行する。

